

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府省庁名	内閣府
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例（拡充）		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）、特例措置の内容</p> <p>全国の地域に共通する特定政策課題の解決に資する事業（特定地域再生事業）を行う株式会社への個人投資家からの出資に際して下記の税制上の特例措置が講じられているところであるが、対象事業を地域再生事業に拡充する。</p> <p>①投資時点 投資額を他の株式譲渡益から控除</p> <p>②売却等により損失が発生した場合 損失を翌年以降3年間にわたって株式譲渡益から控除</p>		
関係条文	<p>地域再生法（平成17年法律第24号）</p> <p>第十六条 認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第三号ロに規定する内閣府令で定める事業を行う株式会社（地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度を考慮して内閣府令で定める常時雇用する従業員の数その他の要件に該当することについて内閣府令で定めるところにより認定地方公共団体の確認を受けたものに限る。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例があるものとする。</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ）</p> <p>[改正増減収額] — （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的 地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生に資する事業を行う株式会社に対する投資について税制上の優遇措置を講じることにより、広く民間から志ある資金の調達を促進して、地域再生の推進を図る。</p> <p>（2）施策の必要性 地域再生法に基づき、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するために、地域再生に資する事業を行う株式会社に対しての支援の一環として、税制上の特例措置によるインセンティブを付与する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
		ページ	10—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策6 地域活性化の推進 施策3 地域再生計画の認定
	政策の達成目標	地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生に資する取組を支援することで、地域再生の取組が強化されることを目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成28年度まで
	同上の期間中の達成目標	地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合：70%
	政策目標の達成状況	これまで認定された地域再生計画に記載された目標について、支援措置ごとの目標達成状況の割合は、「目標を上回っている」「目標どおり」をあわせて59.4%となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	地域再生事業を実施する株式会社に対する個人投資家の投資への税制上のインセンティブを付与することは、広く個人投資家からの投資を促進することで、株式会社の経営基盤強化にもつながり、地域の再生へと還元される取組として有効なものと考えられる。 また、本特例措置により、地域再生活動を担う法人の活動が促進され、当該法人の活動が活発化することによる税収増が見込まれるだけでなく、本来であれば、地方公共団体等が自身で対応しなければならない公益性の高い事業のこのような法人による実施が可能となり、急激な人口減少・高齢化時代において歳出増加傾向にある行政コストの削減等につながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、地域再生事業を実施する株式会社に対する個人投資家による投資への税制上のインセンティブを付与するものであり、地域における自主的・自立的な支援を促すものであることから、地域再生制度の趣旨に見合うものとして妥当である。
	ページ	10—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	○平成 24 年度：創設 ○平成 26 年度：延長（2 年間）